

昭和三十二年六月十二日

引揚者給付金等支給法の規定により発行する引揚者国庫債券
の様式の要項を定める件

大蔵省

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基き、引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第百九号）第十四条第一項の規定により発行する引揚者国庫債券の様式の要項を次のように定める。

一 表面（本券及び利賦札）

りんかく	唐草と彩紋	凹版刷	紅色（七千円券） かつ色（一万五千円券） 暗緑色（二万円券） 暗青色（二万八千円券）
地紋	網目模様と唐草模様	平版刷	薄紫色
文字	記号、利率及び記名	平版刷	赤色
	番号	凸版刷	〃
	その他の文字	平版刷	黒色
	大蔵大臣印章	凸版刷	赤色

二 裏面（本券及び利賦札）

記載欄及び模様	長彩紋、彩紋及びりんかく線	平版刷	表面のりんかくと同色
番号		凸版刷	赤色

三 用紙 すき入れ「大蔵省」の文字及び横波型の白すき